ご存知ですか？雇用のトラブルの解決方法

職場における、労働者個人と事業主（会社）との間で生じた労働に関するトラブル（個別労働紛争）について、当事者同士での解決が困難な場合の公的な機関による解決制度として、下記の制度があります。

※下記機関のほか、民間団体等の解決制度もあります。

例えば…

労働者

■一方的に賃金や賞与が切り下げられた
■採用の際に提示された労働条件が実際と違う
■パワハラを受けた

■社員が配置転換・出向命令に応じない
■社員に業務上の指導をしたら、パワハラを受けたと主張されている

事業主も申請できます！

事業主（使用者）

当事者同士で解決できない！

実施機関	【県】石川県労働委員会 あっせん	【国】石川労働局 あっせん	【裁判所】金沢地方裁判所 労働審判
共通の特徴	◆労働関係の専門家等に公平・中立な立場で第三者として間に入ってもらい、話合いでの解決を基本とする制度です。 ◆労働者、事業主 どちらからでも申請・申立てが出来ます。 ◆手続き：非公開		
制度の内容	◆労働関係の専門家が、トラブルの当事者の主張を聞き、必要に応じて「あっせん案（解決案）」を提示するなどして、両者の話し合いを促し、円満な解決のお手伝いをします。 ◆合意の内容は民法上の和解契約の効力を有します。 ◆原則として、労使が対面でやりとりすることはありません。 ◆相手が話合いに応じない場合や合意に至らない場合には、手続終了（打切）となります。		◆トラブルについて審理し、話し合いによる解決（調停）を適宜試み、話し合いがまとまらなければ解決のための判断（労働審判）を行います。 ◆労働審判に対する異議申立てがあれば訴訟に移行します。
主な特徴	◆公益（弁護士等）・労働者・使用者代表による手厚い三者構成で、自分と立場の近い人に話を聞いてもらえます。 ◆三者一体となって親切・丁寧なサポートをします。	◆局・金沢・小松・七尾・穴水の各総合労働相談コーナーで、相談対応及びあっせん申請の受付が可能です。 ◆あっせんの前段階で、労働局から当事者に直接「助言・指導」出来ます。	◆確定した労働審判や成立した調停の内容については、強制執行を申し立てることが出来ます。
費用	無料		申立手数料・郵便料等
処理回数／期間	1～複数回／概ね2か月程度	原則1回／1～2か月程度	原則3回以内／3～4か月程度
実施体制	公労使の立場を代表する委員各1名（計3名）	紛争調整委員（弁護士等）3名	労働審判官（裁判官）1名、労働審判員（労使）2名（計3名）
お問合わせ先	**石川県労働委員会事務局** 金沢市鞍月1-1 **076-225-1881**	**石川労働局雇用環境・均等室** 金沢市西念3-4-1 **076-265-4432**	**金沢地方裁判所民事部** 金沢市丸の内7-1 **076-262-4566**

まずはご相談ください！